

平成25年度版

つくば市

# 環境白書

Environment White Paper

# 目 次

## 第1章 総説

1 つくば市の概要	
(1) 位置と地勢	1
(2) 研究学園都市の形成	1
(3) 人口	2
(4) 道路・交通	2
(5) 研究教育機関と産学官連携	3
(6) 水郷筑波国定公園	4
2 環境問題とつくば市の環境行政	
(1) 公害から都市生活型の環境問題へ	5
(2) 地球環境問題	5
(3) つくば市における環境政策の経緯	5
(4) つくば市役所における環境保全・廃棄物部門の組織	6
(5) つくば市環境基本条例	7
(6) つくば市環境基本計画	7
(7) 第2章以降の方針	9

## 第2章 環境基本計画の取組及び環境等の現状

### 1 環境項目【水】

(1) 概況	11
(2) 環境基本計画各施策の取組	11
(3) 各種水質等調査結果及びその他の実績	14

### 2 環境項目【大気】

(1) 概況	26
(2) 環境基本計画各施策の取組	26
(3) 規制の概要	27
(4) 工場等の立入調査状況	27
(5) 光化学スモッグ・PM2.5 注意喚起発令状況	27
(6) ダイオキシン類の測定	28

### 3 環境項目【土】

(1) 概況	30
(2) 環境基本計画各施策の取組	30
(3) 土壌汚染対策法による区域指定状況	31
(4) 土壌汚染調査報告	31
(5) 地盤沈下対策の概要	32

### 4 環境項目【地球温暖化対策】

(1) 概況	33
(2) 環境モデル都市・つくば	34
(3) つくば市役所環境管理システム (ISO14001) の取組	35
(4) つくば市役所地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) の取組	36
(5) つくば市地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) の取組	37
(6) つくば環境スタイルサポーターズの取組	37
(7) 「つくば市環境都市の推進に関する協定」の締結	38
(8) 環境基本計画各施策の取組	38
(9) 太陽光発電システム導入補助	45
(10) 市公共施設の再生可能エネルギー発電施設	45

### 5 環境項目【緑と生き物】

(1) 概況	47
(2) 森林面積	47
(3) 水郷筑波国立公園の植物	48
(4) 筑波山の動物や昆虫	48
(5) 鳥獣保護	49
(6) 環境基本計画各施策の取組	50

### 6 環境項目【廃棄物とリサイクル】

(1) 概況	55
(2) 廃棄物の定義	55
(3) 環境基本計画各施策の取組	56
(4) ごみ排出量等の推移	59
(5) し尿処理	60
(6) 土砂等による土地の埋立て	60
(7) リサイクル率	60

## 7 環境項目【産業】

- (1) 概況..... 61
- (2) 産業別就業者数の推移..... 61
- (3) 農家数の推移..... 62
- (4) 環境基本計画各施策の取組..... 62

## 8 環境項目【くらし】

- (1) 概況..... 65
- (2) 環境基本計画各施策の取組..... 65
- (3) 騒音・振動の現状..... 70
- (4) 悪臭の現状..... 74
- (5) 苦情発生状況..... 74

## 9 環境項目【環境教育】

- (1) 概況..... 76
- (2) 主な環境教育の取組..... 76
- (3) 環境基本計画各施策の取組..... 82

## 10 環境項目【放射線対策】

- (1) 概況..... 87
- (2) 除染..... 87
- (3) 飲み水・食品の放射能検査..... 87
- (4) 調査・情報提供..... 88



# 第1章

## 総 説



# 1 つくば市の概要

## (1) 位置と地勢

本市は、茨城県南西部に位置し、本県の県庁所在地水戸市から南西に約50km、首都東京から北東に約50km、成田国際空港から北西に約40kmの距離に位置しています。南北に30.4km、東西に14.9kmと南北に長い形状をしており、面積は284.07km<sup>2</sup>で、県内で4番目の広さになっています。北に関東の名峰筑波山を、東には我が国第2の面積を有する湖である霞ヶ浦を控え、これら一帯は、水郷筑波国定公園に指定されているなど自然環境に大変恵まれています。

また、筑波山地域を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高20～30mの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周囲の平地林、畑地や水田等と一体となって落ち着いた田園風景を醸し出しています。

気候は、年間平均気温14.5℃（平成25年）と温暖であり、年間の降雨量は、1,282.5mm（平成25年）となっています。また、降雪は2～3回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と言われる乾風は、筑波山南部域の特徴となっています。

## (2) 研究学園都市の形成

昭和38年9月の閣議において、筑波郡筑波町、同郡大穂町、同郡豊里町、同郡谷田部町、新治郡桜村、及び稲敷郡莚崎町の6町村で構成される地域に「東京の過密緩和」と「科学技術の振興と高等教育の充実」という二つの目的の下に「筑波研究学園都市」の建設が閣議了解され、新しい都市づくりが進められてきました。

昭和55年3月には、国等の試験研究・教育機関の移転が完了し、筑波研究学園都市が概成しました。

また、昭和60年に開催された「国際科学技術博覧会」を契機として、最先端技術を持つ研究開発型企業の進出がみられ、産・官・学の交流の機運が高まり「サイエンスシティ・つくば」として国内だけでなく、国際的にも高い評価を受けています。

筑波研究学園都市関係6町村は、建設当初からそれぞれの行政区域を越えて、日常生活、経済活動の両面において相互に深い関わりをもって一体的に発展してきました。特に国際科学博覧会の開催により、急速な道路、下水道の整備や大規模な商業施設の進出による広域的な商業核の形成、住民の筑波研究学園都市としての帰属意識の高揚など、6町村の結びつきは高まってきました。

このような状況の中で、昭和62年11月30日に筑波研究学園都市関係6町村のうち、筑波郡大穂町、同郡豊里町、同郡谷田部町及び新治郡桜村の4町村が合併し「つくば市」が誕生しました。

さらに昭和63年に1月31日に筑波郡筑波町が、平成14年11月1日稲敷郡莚崎町が合併し、現在の筑波研究学園都市が形成されました。

### (3) 人口

本市の人口は、平成25年4月時点で217,048人（常住人口）、茨城県では水戸市に次いで第2位となっています。

人口の推移を見ると、昭和30年以降減少傾向にあった人口は、筑波研究学園都市の建設により昭和50年から急激に増加しています。これは研究学園地区への公務員の入居や住宅開発に伴うものであり、昭和50年から昭和60年の10年間では、68%増加しました。平成17年からは、「つくばエクスプレス」の開業に伴い、マンションや住宅の開発が進み、緩やかな増加傾向にあります。

世帯数については、核家族化の進行により人口減少期においても増加していますが、一世帯当たりの人員は、年々減少しています。

図表1-1-1 男女別人口及び世帯数の推移（常住人口）

各年4月1日現在

年	男	女	総数	世帯数
平成16年	100,085人	95,217人	195,302人	73,498
平成17年	101,042人	96,019人	197,061人	75,061
平成18年	102,596人	97,373人	199,969人	77,864
平成19年	104,429人	99,006人	203,435人	80,175
平成20年	106,031人	100,648人	206,679人	82,174
平成21年	107,414人	101,974人	209,388人	84,029
平成22年	108,929人	103,479人	212,408人	86,022
平成23年	109,892人	104,579人	214,471人	88,372
平成24年	110,155人	105,059人	215,214人	88,353
平成25年	110,902人	106,146人	217,048人	89,629

### (4) 道路・交通

市内には、国道6号バイパス・125号・354号・408号のほか南部に常磐自動車道が走っており、谷田部・桜土浦の2つのインターチェンジがあります。また、都心から40～60kmを環状に結ぶ首都圏中央連絡自動車道が計画され、既に、市内の一部で供用が開始されており、つくば牛久・つくば中央の2つのインターチェンジがあります。

平成17年8月には、秋葉原とつくばを結ぶ「つくばエクスプレス」が開業し、市内には4つの駅（つくば、研究学園、万博記念公園、みどりの）があり、つくば駅から最速45分で秋葉原駅まで結ばれています。また、つくば駅から筑波山までのシャトルバスが運行されており、筑波山観光の振興に寄与しています。



## (5) 研究教育機関と産学官連携

現在、市内には筑波大学やJAXAなど、32の国等の教育・研究機関を含む数百に及び官民の研究機関の集積があり、約2万人の研究者を有する我が国最大の研究開発拠点です。

本市では、それぞれの情報、資源及び研究成果等の共同活用を図ることを目的として、3大学と地学連携協定を締結しています。

また、互いの活動に関して、相互協力を図ることにより市民の安全・安心を確保するとともに、市民の良好な生活環境が確保された地域社会の持続的な発展に資することを目的に、7研究機関と基本協定を締結しています。

平成23年12月22日には、内閣総理大臣から「総合特別区域法」に基づく「国際戦略総合特別区域」に指定されました。「つくば国際戦略総合特区」は、つくばに集積する大学、研究機関、企業、市民や行政の連携のハブ（結節点）となる「つくばグローバル・イノベーション推進機構」を核として、「つくばを変える新しい産学官連携システム」を構築するとともに、現在、7つのプロジェクトに取り組んでおり、我が国の成長・発展に貢献していくものです。

図表1-1-2 つくば市との協定締結状況

締結年月	協定締結機関名
平成15年9月	(国) 筑波大学
平成17年5月	筑波学院大学
平成17年10月	(国) 筑波技術大学
平成20年6月	(独) 産業技術総合研究所
平成22年4月	(独) 物質・材料研究機構
平成22年8月	(共) 高エネルギー加速器研究機構
平成23年8月	(一財) 日本自動車研究所
平成24年2月	(独) 理化学研究所筑波研究所
平成24年4月	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構
平成24年8月	(独) 国立環境研究所

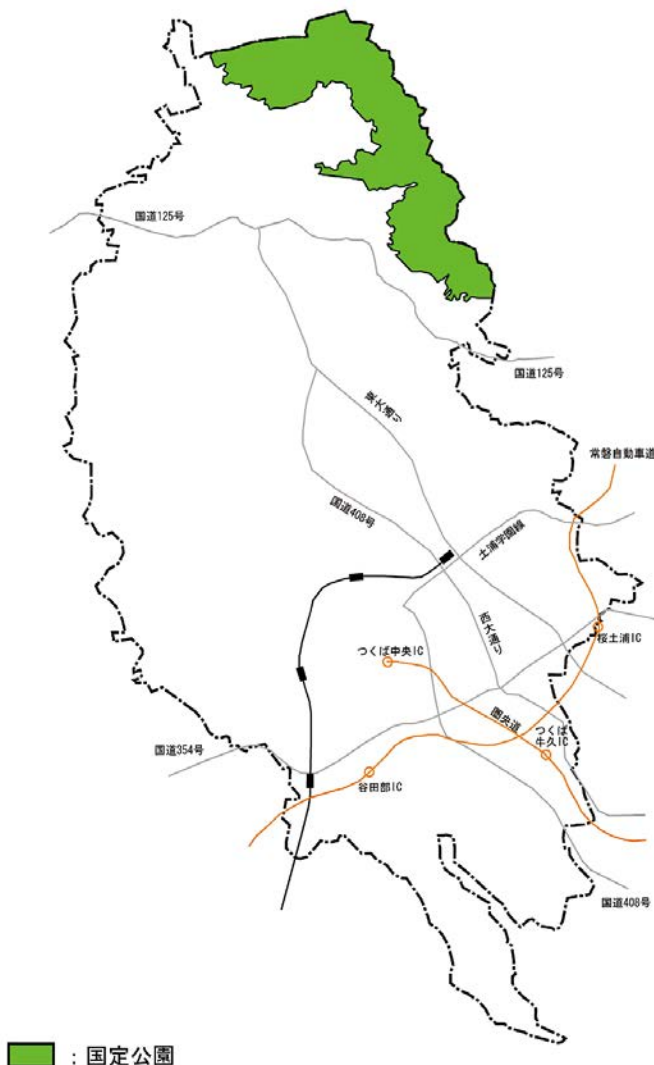
## (6) 水郷筑波国定公園

本市は、「自然公園法」に基づく「国定公園」の一部を有しています。

「国定公園」とは、国を代表する傑出した自然の風景地である「国立公園」に準ずるもので、本市の筑波山、宝篋山や桜川市の足尾山、加波山からなる筑波山塊が、「水郷筑波国定公園」に含まれています。

水郷筑波国定公園は、昭和34年に指定された「水郷地区（20,880ha）」と昭和44年に指定された「筑波地区（10,921ha）」があり、筑波地区には本市の他に、土浦市、桜川市、石岡市、かすみがうら市が含まれます。

筑波地区の大部分は、第2種及び第3種特別地域ですが、山頂付近は特別保護地区及び第1種特別地域に指定されています。これらの地域では、工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取等の行為を行うには原則として知事の許可等が必要です。許可等なくこれらの行為を行った者に対しては、罰則が設けられています。



図表 1 - 1 - 3 国定公園位置図

## 2 環境問題とつくば市の環境行政

### (1) 公害から都市生活型の環境問題へ

高度経済成長時代に工場や事業場が発生源とされた産業型公害は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の「典型7公害」と呼ばれ、様々な公害問題を起こしてきましたが、現在は、法の整備や公害防止技術の向上により、大幅に改善しています。その反面、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣の騒音問題等一人一人の生活に起因する都市生活型の環境問題が顕在化しています。

### (2) 地球環境問題

「地球環境問題」は、発生源や被害・影響が一地域にとどまらず、国境を越えるような地球規模の環境問題を指し、主なものとして、地球温暖化・酸性雨・熱帯林の破壊・オゾン層の破壊・海洋汚染・生態系の破壊等があります。これらの原因は、石油をはじめとする化石燃料の燃焼で発生した二酸化炭素・窒素酸化物・硫黄酸化物等の大気中への放出、自然への影響を考えない土地開発や、農薬・フロン等の化学物質の環境中への流出等が考えられます。

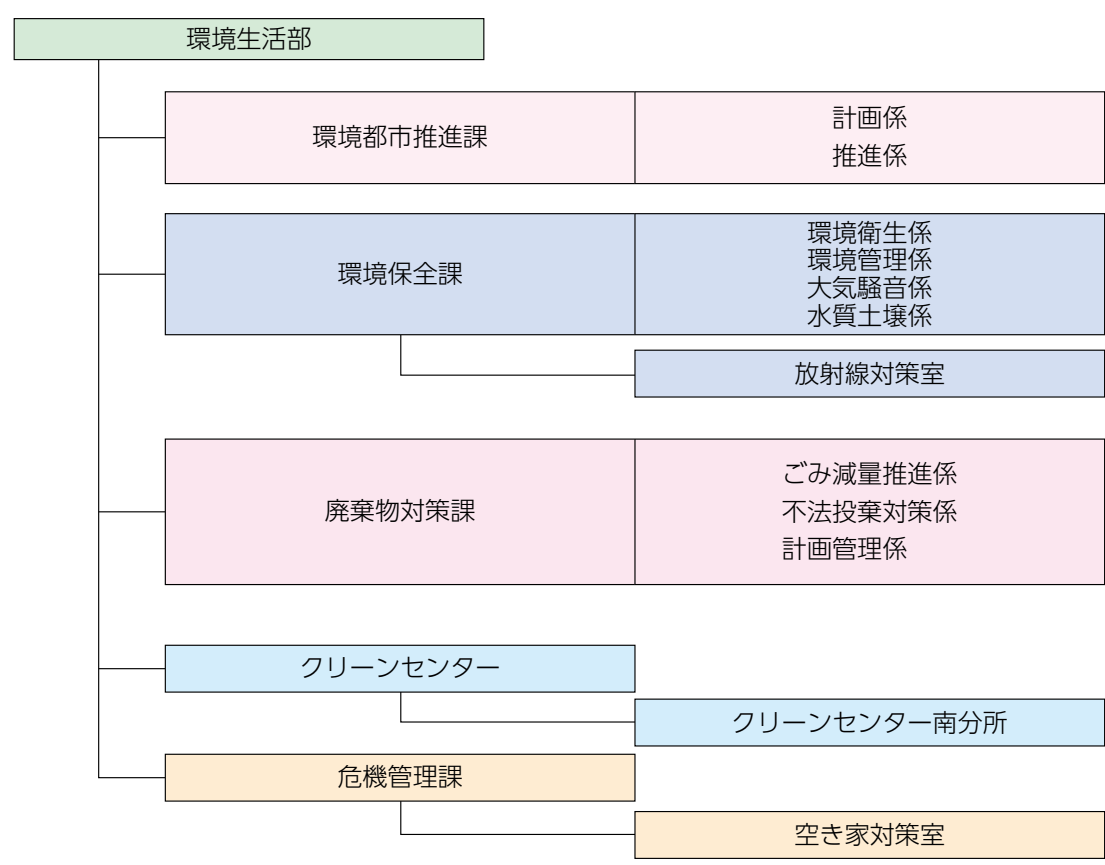
### (3) つくば市における環境政策の経緯

図表 1-2-1 つくば市における環境政策の経緯

年	環 境 政 策
1994 (平成6年)	・「つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成7年度～21年度）」を策定する。
1998 (平成10年)	・「つくば市環境基本条例」を制定する。 ・「つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定する。（中期計画）
2000 (平成12年)	・「つくば市環境基本計画」を策定する。
2004 (平成16年)	・ISO14001を認証取得する。 ・「つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定する。
2005 (平成17年)	・「つくば市役所グリーン購入推進方針」を策定する。 ・つくば市職員によるごみ拾いボランティア活動を開始する。 ・「つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定する。（後期計画） ・「つくば市分別収集計画（第4期）」を策定する。
2006 (平成18年)	・ISO14001を認証更新する。
2007 (平成19年)	・つくば3Eフォーラムを発足させ、2030年までにつくば市における二酸化炭素排出50%削減を目指すという「つくば3E宣言2007」を宣言する。 ・「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定する。 ・「つくば市分別収集計画（第5期）」を策定する。
2008 (平成20年)	・「つくば環境スタイル」を打ち出す。 ・「つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定する。 ・つくば市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）（平成19年度～33年度）を策定する。

年	環境政策
2009 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば環境スタイル行動計画」を策定する。</li> <li>・ISO14001を認証更新する。</li> </ul>
2010 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次つくば市環境基本計画」を策定する。</li> <li>・「つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成22年度～31年度）」を策定する。</li> <li>・「つくば市分別収集計画（第6期）」を策定する。</li> <li>・「リサイクルセンター基本計画」を策定する。</li> </ul>
2011 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定する。</li> <li>・「つくば市きれいなまちづくり第2次行動計画」を策定する。</li> <li>・「きれいなまちづくり条例」を一部改正し、ポイ捨てや落書き行為に対する過料徴収を開始する。</li> <li>・「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙禁止地区内での喫煙行為に対する過料徴収を開始する。</li> <li>・「つくば市の放射線に関する基本的な対応方針」を策定する。</li> </ul>
2012 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば環境スタイルサポーターズ」を発足する。</li> <li>・ISO14001を認証更新する。</li> <li>・「つくば市除染実施計画（第一版）」を策定する。</li> <li>・「つくば市除染実施計画（第二版）」を策定する。</li> </ul>
2013 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市分別収集計画（第7期）」を策定する。</li> <li>・「環境モデル都市」に選定される。</li> <li>・「つくば市環境都市の推進に関する協定」をつくば市外21機関と締結する。</li> <li>・「第2次つくば市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定する。</li> </ul>

(4) つくば市役所における環境保全・廃棄物部門の組織



図表 1-2-2 環境保全・廃棄物部門の組織図（平成 25 年度）

## (5) つくば市環境基本条例

平成10年10月に「つくば市環境基本条例」を制定しました。その前文で健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利とその環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務について述べられています。

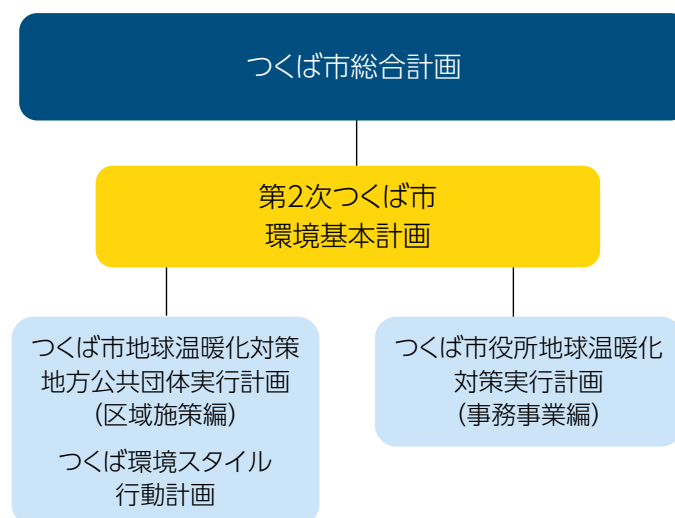
本条例では、環境の保全についての基本理念や、市、事業者、市民のそれぞれの責務を定めるとともに、施策の基本方針を明らかにしています。また、この条例では、「つくば市環境基本計画」の公表や環境の状況及び環境の保全等に関する施策等について毎年環境白書(報告書)を作成し、公表することが規定されています。

### ◇ 基本理念

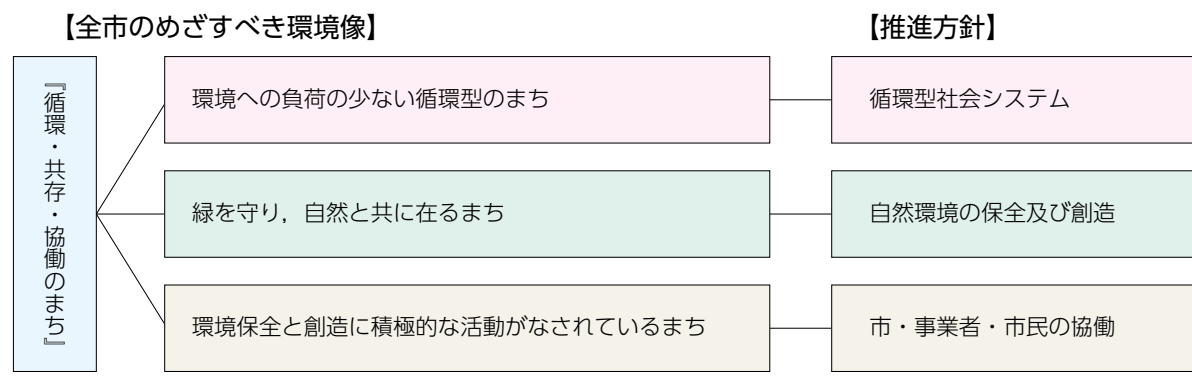
- 健全で恵み豊かな環境の維持と将来の市民への継承
- 自然環境を保全し、人と自然の共生した環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築
- 環境の保全の優先的配慮と、市・事業者・市民の役割分担による協働
- 地球環境保全のための、国際的な連携及び協力の推進

## (6) つくば市環境基本計画

「第2次つくば市環境基本計画」は、「つくば市総合計画」を環境の保全面から具現化するものであると同時に、環境の保全に関わる計画の中で最も上位の計画と位置づけ、今後策定する個別の計画については、環境基本計画との整合を図るものとしています。また、国、県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図り、環境施策の効率的、効果的な推進を図るものです。



図表 1-2-3 第2次つくば市環境基本計画の位置づけ



図表 1 - 2 - 4 第2次つくば市環境基本計画におけるめざすべき環境像と推進方針

【環境項目】	【項目全体の方向性】	【施 策】
水	水をよごさないようにし、水辺を守り、自然な水循環を保ちます	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全・安心でおいしい水の確保</li> <li>2 水をよごさない取り組みの推進（有機性汚濁物質）</li> <li>3 水辺の保全、整備</li> <li>4 水循環システムの構築</li> </ol>
大気	澄みきった大気環境の中で誰もが安心して健康に暮らしていただけるようにします	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染の防止</li> </ol>
土	有害物質による土壌汚染を防止し、豊かな生態系を育む土壌を保全します	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土壌汚染の防止</li> <li>2 地盤沈下の防止</li> <li>3 表土の保全、表土の風食防止</li> </ol>
地球温暖化対策	地域における温室効果ガス排出量の大幅な削減を図ります	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 低炭素社会の目指した環境都市づくりの推進</li> <li>2 二酸化炭素以外の温室効果ガス対策の推進</li> <li>3 省資源、省エネルギーの推進</li> <li>4 新エネルギー導入の推進</li> </ol>
緑と生き物	里山を保全、活用し、自然と共存するまちにします	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 筑波山の生物相の保全</li> <li>2 里山環境の保全</li> <li>3 都市緑化の推進</li> <li>4 自然景観の保全と活用</li> <li>5 緑と生き物を守り育てる市民活動の育成</li> </ol>
廃棄物とリサイクル	廃棄物の発生量を削減し、資源のリサイクルにつとめ、循環型社会をつくります	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の減量・再利用・リサイクル</li> <li>2 廃棄物の適正な処理処分</li> <li>3 不法投棄、不適正な屋外燃焼行為の防止</li> </ol>
産業	各産業の発展と環境保全を両立します	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全型農業への転換</li> <li>2 工業における環境負荷の低減</li> <li>3 商業における環境負荷の低減</li> </ol>
くらし	市・事業者・市民が協力して、生活環境を保全し、環境への負荷を減らす工夫をおこない、すべての市民にとって、快適で便利な住みやすい生活環境をつくります	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活型環境問題の防止</li> <li>2 現在直面している環境問題に対する対策</li> <li>3 歴史的環境・景観の保全と創造</li> </ol>
環境教育	学校、職場、地域、家庭における環境教育を充実させていきます	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域と連携した学校における環境教育の推進</li> <li>2 職場における環境教育の推進</li> <li>3 地域における環境教育の推進</li> <li>4 家庭における環境教育の推進</li> <li>5 環境の情報・学習センターの整備とネットワークの推進</li> </ol>

図表 1 - 2 - 5 第2次つくば市環境基本計画における施策の体系

## (7) 第2章以降の方針

第2章以降は、図表1-2-5「第2次つくば市環境基本計画における施策の体系」の「環境項目」ごとに柱立てを行い、第2次つくば市環境基本計画（以下「基本計画」という。）全関連施策（249施策）のうち、平成25年度に取り組んだ施策の実施状況や環境等の現状を掲載します。さらに、基本計画施策体系の「環境項目」に加えて、東日本大震災に係る「放射線対策」についても掲載しています。

## 第2章

# 環境基本計画の取組 及び環境等の現状





## 1 環境項目【水】

### 項目全体の方向性



水をよごさないようにし、水辺を守り、自然な水循環を保ちます

#### (1) 概況

本市は、筑波山周辺の清らかな湧水に始まり、霞ヶ浦水域と利根川水域に属する大小7つもの河川を有するなど、豊かな水環境に恵まれています。


この豊かな水環境を保全するため、市では河川・地下水の水質について、法令（※）に基づく常時監視を実施するとともに、市独自にその他の河川、地下水、河川へ接続する調整池についても継続的に監視しています。


一方、工場・事業場からの排水による河川の水質汚濁を防止し、市民の健康を保護するため、法令に基づく事業場等への立入検査・指導等を実施し、有害物質及び水質汚濁物質の排出規制を強化しています。

また、各家庭からの生活排水を起因とする水環境の汚染が顕著化していることを踏まえ、公共下水道の整備を進めるとともに、下水道認可区域外の下水道未整備地区における生活排水路の浄化対策及び各家庭に対する補助制度による高度処理型合併処理浄化槽の普及拡大を図るなど様々な施策に取り組んでいます。

（※）平成19年から特例市に移行したことに伴い、水質汚濁防止法による公共用水域（河川等）及び地下水の汚濁の状況の常時監視や事業場への立入調査等を実施しています。

#### (2) 環境基本計画各施策の取組

第2次環境基本計画 関連施策名	各課事業名・事業概要	平成25年度の活動実績及び事業効果
【湧水マップの作成】	【湧水マップの作成、湧水探検隊】 改訂を行った湧水マップをもとに湧水探検隊を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>改訂したマップを市内各所に配布しました。</li> <li>湧水探検隊を年1回実施しました。</li> </ul> 
【河川・調整池・地下水の水質調査の実施】	【環境調査】 河川、地下水などの調査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水質調査を7河川13地点で12回/年・調整池8地点で2回/年実施しました。</li> <li>地下水水質測定調査を22地点で実施しました。</li> </ul> (調査結果はP14「(3) 各種水質等調査結果及びその他の実績」に記載)

第2次環境基本計画 関連施策名	各課事業名・事業概要	平成25年度の活動実績及び事業効果
【水質浄化に関わる啓発事業の推進】	<b>【水質浄化に関わる啓発事業の推進】</b> ・霞ヶ浦問題協議会などで行っている水質浄化のための啓発活動の促進します。 ・上水源となっている霞ヶ浦の浄化に関心を持ち、浄化への取組に参加します。 ・環境に配慮した生活排水対策を行います。 ・高度処理型合併浄化槽設置に要する経費の一部を補助します。 ・霞ヶ浦問題協議会、牛久沼流域水質浄化対策推進協議会、つくば市水質浄化対策推進協議会の活動を促進します。	平成25年度における浄化槽補助金交付件数は、87件（申請取り下げ2件）であり、執行率は昨年とほぼ同率の90%でした。 平成25年度は例年のつくばサイエンスコラボでの啓発活動に加えて、8月にも水質浄化キャンペーンを実施し、市民への啓発活動に力を入れることができました。 
【学校施設駐車場の透水性舗装の推進】	<b>【学校施設駐車場等への透水性舗装の推進】</b> 学校施設駐車場等に浸透式舗装を推進します。	並木中学校駐車場透水性アスファルト舗装補修面積：225㎡
【校庭の除草剤使用制限】	<b>【荃崎第三小学校除草業務委託】</b> 荃崎第三小学校の北側裏手に急勾配の斜面があり、学校やPTAの関係者が機械等を使用して除草を行うことは危険なため、業務委託により除草を行います。	荃崎第三小学校校庭急傾斜地除草作業委託：6,023㎡
【学校施設の公共下水道への接続推進】	<b>【公共下水道への接続推進】</b> 下水道接続が可能になり次第、速やかに接続工事を行います。	・筑波小学校下水道接続工事 ・工事延長：98 m
【農業の適正使用の指導】	<b>【農業適正使用推進事業】</b> 農業の適正使用を周知します。	・市ホームページ掲載：1回 ・広報誌掲載：1回 ・事業効果：農業の適正使用の推進を図りました。
【公共下水道の整備】	<b>【公共下水道整備事業（公共下水道・特定環境保全公共下水道・TX関連公共下水道）】</b> 霞ヶ浦常南・小貝川東部流域下水道関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道による公共下水道の整備を実施します。	平成25年度末までに7,819haの整備が完了し、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図りました。 （平成25年度までの普及状況は、P24「⑦公共下水道の普及状況」に記載）
【上水道の水質検査による安全性確認】	<b>【水道水質共同検査事業】</b> 水道法及び水道法施行規則の規定に基づく項目、頻度等により水質検査を実施することで、水道水が水質基準に適合していることを確認します。	年度を通して、全ての水質検査結果が水道水質基準に適合した水であることを確認しました。
【つくばエクスプレス沿線開発エリアにおける水辺空間の整備】	<b>【つくばエクスプレス沿線開発エリアにおける水辺空間の整備】</b> 萱丸地区内に所在するトンボ池について、自然の状態を保全するよう調整を図ります。	萱丸地区内にあるトンボ池について、つくば市が土地区画整理事業者（UR）及び茨城県と協議を行いました。

第2次環境基本計画 関連施策名	各課事業名・事業概要	平成25年度の活動実績及び事業効果
【つくばエクスプレス沿線開発エリアにおける歩道の透水性舗装の実施】	<p>【つくばエクスプレス沿線開発エリアにおける歩道の透水性舗装の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿線開発区域における雨水対策として、調整池のほか、宅地や公共施設用地に貯留浸透施設を整備することにより、地中浸透の促進による地下水の涵養を図ります（ただし、土地区画整理事業施行者及び上下水道部が実施します）。</li> <li>沿線開発区域内の道路部分について、透水性舗装の整備を進めることにより、雨水を地下に浸透させ地下水の涵養を図るほか、ヒートアイランド現象の抑制に繋がります（ただし、土地区画整理事業施行者が実施します）。</li> </ul>	つくばエクスプレス沿線開発エリアについて、歩道の透水性舗装、貯留浸透施設の雨水対策を実施しました。

### (3) 各種水質等調査結果及びその他の実績

#### ①公共用水域（河川）水質調査

##### ◇環境基準

「環境基本法」に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められています。

このうち、人の健康の保護に関する「環境基準【健康項目】」は、全ての公共用水域で一律に定められており、直ちに達成し維持するよう努めるものとされています。

生活環境の保全に関する「環境基準【生活環境項目】」は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じた水域類型と、水生生物の生息状況に応じた水域類型がそれぞれ指定されており、達成期間を示して達成、維持を図るものとされています。平成24年8月には、新たな項目が追加され、公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境の保全により配慮したものとなりました。水域類型の指定は、環境大臣若しくは都道府県知事が行うこととされています。

つくば市内の各調査河川は、それぞれ以下の類型指定を受けています。

A類型－桜川・花室川・小野川

B類型－谷田川・西谷田川・稲荷川・蓮沼川

生物B類型－桜川・花室川・小野川・谷田川・西谷田川・稲荷川・蓮沼川

##### ◇調査概要

平成25年度は県の水質測定計画等に基づき、調査項目のうち、【健康項目】については、市内6河川6地点で年2回（農薬4項目は年1回）、【生活環境項目】については、市内7河川13地点で毎月1回（全亜鉛は年6回、大腸菌群数は年4回）実施しました。調査結果を水質汚濁法第17条の規定により公表しています。

評価については、図表2-1-1の調査地点における測定結果を環境基準と比較し、環境基準達成状況を評価しました。【健康項目】については、全シアンとPCB(ポリ塩化ビフェニル)を除き年間平均値により評価し、全シアンは最高値で評価しました。PCBは全てのデータが不検出であることをもって達成としました。【生活環境項目】については、BOD(生物化学的酸素要求量)は75%水質値により、Zn(全亜鉛)は年間平均値によりそれぞれ評価しました。BODとZn以外は測定された結果が、全て基準を満足することをもって基準が達成されたものとなりました。



図表 2 - 1 - 1 河川水質測定地点図

◇環境基準達成状況

【健康項目】の調査結果は、全て基準を達成しており、達成率は 100%でした。

【生活環境項目】のうち、A 類型河川の BOD（生物化学的酸素要求量）は、桜川 3 地点と小野川大井橋を除く 2 地点で環境基準を達成しており、B 類型の 7 地点では全て環境基準を達成していました。pH（水素イオン濃度）は桜川禊橋を除く 12 地点で、SS（浮遊物質）は花室川大池橋、小野川大井橋、谷田川高丸橋、西谷田川新橋、西谷田川境松橋、蓮沼川平塚橋を除く 7 地点で、DO（溶存酸素量）は桜川栄利橋、花室川下広岡橋、小野川大井橋を除く 10 地点でそれぞれ基準を達成していました。Zn（全亜鉛）は全 13 地点で基準を達成していましたが、大腸菌群数は 13 地点全てで基準を達成していませんでした。

図表2-1-2 環境基準達成状況（健康項目）

調査項目	調査回数	達成数	達成率(%)	判定	基準値 (mg/L 以下)
カドミウム	12	12	100.0	達成	0.003
全シアン	12	12	100.0	達成	不検出
鉛	12	12	100.0	達成	0.01
六価クロム	12	12	100.0	達成	0.05
砒素	12	12	100.0	達成	0.01
総水銀	12	12	100.0	達成	0.0005
P C B	12	12	100.0	達成	不検出
ジクロロメタン	12	12	100.0	達成	0.02
四塩化炭素	12	12	100.0	達成	0.002
1,2-ジクロロエタン	12	12	100.0	達成	0.004
1,1-ジクロロエチレン	12	12	100.0	達成	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	12	12	100.0	達成	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	12	12	100.0	達成	1
1,1,2-トリクロロエタン	12	12	100.0	達成	0.006
トリクロロエチレン	12	12	100.0	達成	0.03
テトラクロロエチレン	12	12	100.0	達成	0.01
1,3-ジクロロプロペン	6	6	100.0	達成	0.002
チウラム	6	6	100.0	達成	0.006
シマジン	6	6	100.0	達成	0.003
チオベンカルブ	6	6	100.0	達成	0.02
ベンゼン	12	12	100.0	達成	0.01
セレン	12	12	100.0	達成	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	12	100.0	達成	10
ふっ素	12	12	100.0	達成	0.8
ほう素	12	12	100.0	達成	1
1,4-ジオキサン	12	12	100.0	達成	0.05

図表2-1-3 環境基準達成状況（生活環境項目）

調査地点	調査項目	pH(水素イオン濃度)			SS(浮遊物質)			DO(溶存酸素量)		
		調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定	調査回数	達成数	判定
桜川	禊橋	12	9	未達成	12	12	達成	12	12	達成
	君島橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成
	栄利橋	12	12	達成	12	12	達成	12	11	未達成
花室川	大池橋	12	12	達成	12	11	未達成	12	12	達成
	下広岡橋	12	12	達成	12	12	達成	12	11	未達成
小野川	大井橋	12	12	達成	12	10	未達成	12	8	未達成
谷田川	高丸橋	12	12	達成	12	11	未達成	12	12	達成
	丸山橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成
蓮沼川	平塚橋	12	12	達成	12	9	未達成	12	12	達成
西谷田川	角内橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成
	新橋	12	12	達成	12	11	未達成	12	12	達成
	境松橋	12	12	達成	12	10	未達成	12	12	達成
稻荷川	小荃橋	12	12	達成	12	12	達成	12	12	達成

調査地点	調査項目	MPN(大腸菌群数)			BOD(生物化学的酸素要求量)			Zn(全亜鉛)		
		調査回数	達成数	判定	調査回数	75%水質値※	判定	調査回数	年間平均	判定
桜川	禊橋	4	0	未達成	12	2.6	未達成	6	0.003	達成
	君島橋	4	0	未達成	12	2.2	未達成	6	0.003	達成
	栄利橋	4	1	未達成	12	2.1	未達成	6	0.003	達成
花室川	大池橋	4	0	未達成	12	1.4	達成	6	0.006	達成
	下広岡橋	4	0	未達成	12	1.5	達成	6	0.007	達成
小野川	大井橋	4	0	未達成	12	2.4	未達成	6	0.005	達成
谷田川	高丸橋	4	2	未達成	12	1.0	達成	6	0.006	達成
	丸山橋	4	0	未達成	12	1.7	達成	6	0.005	達成
蓮沼川	平塚橋	4	2	未達成	12	1.1	達成	6	0.010	達成
西谷田川	角内橋	4	2	未達成	12	1.2	達成	6	0.003	達成
	新橋	4	1	未達成	12	1.7	達成	6	0.009	達成
	境松橋	4	1	未達成	12	2.0	達成	6	0.007	達成
稻荷川	小荃橋	4	2	未達成	12	1.4	達成	6	0.005	達成

(単位:mg/L)

(単位:mg/L)

A類型  
B類型

生物B類型

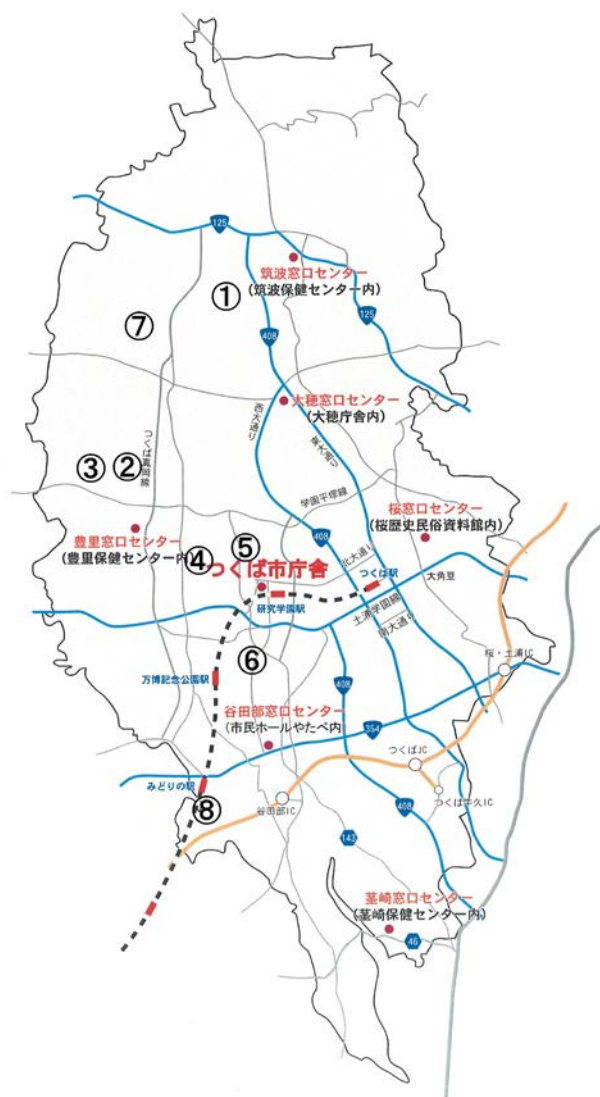
※ 75%水質値：小さい方から0.75×n番目（nは調査回数）のデータ値をもって75%としました。

図表2-1-4 環境基準（生活環境項目）

pH(水素イオン濃度)	SS(浮遊物質)	DO(溶存酸素量)
A類型:6.5以上8.5以下	A類型:25mg/L以下	A類型:7.5mg/L以上
B類型:6.5以上8.5以下	B類型:25mg/L以下	B類型:5mg/L以上
MPN(大腸菌群数)	BOD (生物化学的酸素要求量)	Zn(全亜鉛)
A類型:1,000MPN/100ml以下	A類型:2mg/L以下	生物B類型:0.03mg/L以下
B類型:5,000MPN/100ml以下	B類型:3mg/L以下	

## ②公共用水域（湖沼）水質調査

本市に存在する湖沼には、その規模等から環境基準が定められていませんが、化学物質を使用する工場・事業場が集積する工業団地の調整池8地点における状況を把握するため、市独自の調査として、年2回の水質調査を実施しました。



図表 2 - 1 - 5 調整池等水質測定地点図

①	北部工業団地 調整池	⑤	東光台研究団地 面野井調整池
②	テクノパーク豊里 台山調整池	⑥	西部工業団地 調整池
③	テクノパーク豊里 大崎調整池	⑦	テクノパーク大穂 調整池
④	東光台研究団地 池作調整池	⑧	みどりの工業団地 排水溝

### ◇調整池等調査結果

平成25年度は、5月と11月に調査を実施しました。調査項目は、pHやBOD等の【生活環境項目】と、カドミウム、シアン等の【健康項目】に分けられます。なお、【健康項目】のうち1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブの農薬系4項目については、5月にのみ実施しました。



【生活環境項目】の調査では、5月と11月に北部工業団地調整池、テクノパーク豊里の大崎調整池（以下大崎調整池）で植物プランクトンの影響と考えられるpHやDOの上昇が確認されました。北部工業団地調整池のpHはそれぞれ8.8, 8.7と高く、DOも11mg/L, 14mg/Lと上昇しており、他の調整池と比較してやや高い結果でした。大崎調整池のpHは5月に9.1, DOも14mg/Lと上昇しましたが、11月の調査ではpHが7.5と過去3年の年間平均値と同程度となりました。

Znの調査結果は、大崎調整池で0.097mg/L, 0.072mg/Lと環境基準（0.03mg/L以下）を超過する結果でした。大崎調整池では例年高い結果が確認されており、今後の継続的な調査が必要と考えられます。大崎調整池以外では、テクノパーク豊里の台山調整池が0.041mg/L, 0.046mg/Lと基準値を超過しており、こちらも経年的に高い傾向でした。

ノニルフェノールの調査結果は、みどりの工業団地排水溝で5月に0.00012mg/Lが検出されましたが、それ以外は全て環境基準（生物B:0.05mg/L）の範囲内でした。

【健康項目】の調査結果は全て環境基準内でした。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は各調査地点で検出されましたが、河川の調査結果と比較すると低い濃度でした。

それ以外では鉛が大崎調整池で5月に0.002mg/L, 東光台研究団地の池作調整池で5月と11月に0.001mg/L検出されました。

また、ふっ素がテクノパーク大穂調整池で5月と11月に0.10mg/L, 0.09mg/L, みどりの工業団地排水溝で5月に0.13mg/L, ほう素が西部工業団地調整池で5月に0.02mg/L, 東光台研究団地の面野井調整池と西部工業団地調整池で5月と11月に0.03mg/Lと低濃度ながら検出されました。

## ③茨城県水質測定計画に基づく調査

本市では、平成19年度から特例市となり、「水質汚濁防止法」第15条及び第17条の規定により、地下水水質調査の実施と公表が義務づけられています。平成25年度の実績は図表2-1-6のとおりです。

図表2-1-6 概況調査結果（平成25年度）

調査項目	地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L以下)
カドミウム	3	0	0.003
全シアン	3	0	不検出
鉛	3	0	0.01
六価クロム	3	0	0.05
砒素	3	0	0.01
総水銀	3	0	0.0005
トリクロロエチレン	3	0	0.03
テトラクロロエチレン	3	0	0.01
1,1,1-トリクロロエタン	3	0	1.0
四塩化炭素	3	0	0.002
塩化ビニルモノマー	3	0	0.002
ベンゼン	3	0	0.01
ジクロロメタン	3	0	0.02
1,2-ジクロロエタン	3	0	0.004
1,2-ジクロロエチレン	3	0	0.04
1,3-ジクロロプロペン	1	0	0.002
チウラム	1	0	0.006
シマジン	1	0	0.003
チオベンカルブ	1	0	0.02
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	10
ふっ素	3	0	0.8
ほう素	3	0	1.0
1,4-ジオキサン	3	0	0.05

図表2-1-7 継続監視調査（平成25年度）

調査項目	地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L以下)
テトラクロロエチレン	1	1	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	10

④地下水汚染の状況

過去に地下水汚染が確認された地域の地下水について、市で独自に調査を実施しています。

図表 2-1-8 地下水調査結果（平成 25 年度）

地区名	手子生	安食	若森	花島新田
汚染が確認された時期	昭和 59 年度	平成 4 年度	平成 6 年度	平成 7 年度
汚染物質	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン
周辺調査井戸数	4	6	1	3
検出井戸数	3	3	1	2
基準超過井戸数	1	2	1	0
モニタリング	4 ポイント / 年 1 回	6 ポイント / 年 1 回	1 ポイント / 年 1 回	3 ポイント / 年 1 回

※環境基準値：テトラクロロエチレン-0.01 mg/L以下 1,1-ジクロロエチレン-0.1 mg/L以下

⑤生活排水路浄化施設水質検査結果

「つくば市生活排水対策推進計画」, 「つくば市環境基本計画」の中で、水辺環境の保全、生活排水対策を重要な課題と位置づけ、生活排水により汚濁が進む水路・側溝の水質を浄化することや、身近な環境改善及び生活排水に対する意識向上などの啓発に資するため、上菅間・佐地区2箇所の生活排水路浄化施設を設置しました。

また、仕出地区には、茨城県が生活排水路浄化施設を設置しました。各浄化施設においては、定期的に流入水及び最終放流水の水質検査を行っています。平成 25 年度は、図表 2-1-9～11 のとおり浄化施設の設置効果がでています。

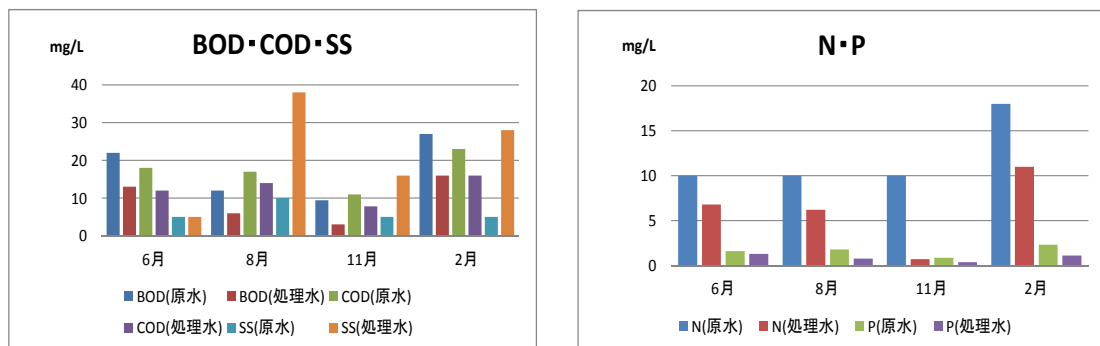
I 名称：上菅間地区生活排水路浄化施設

設置場所：つくば市上菅間

計画流入水量：50 m<sup>3</sup> / 日

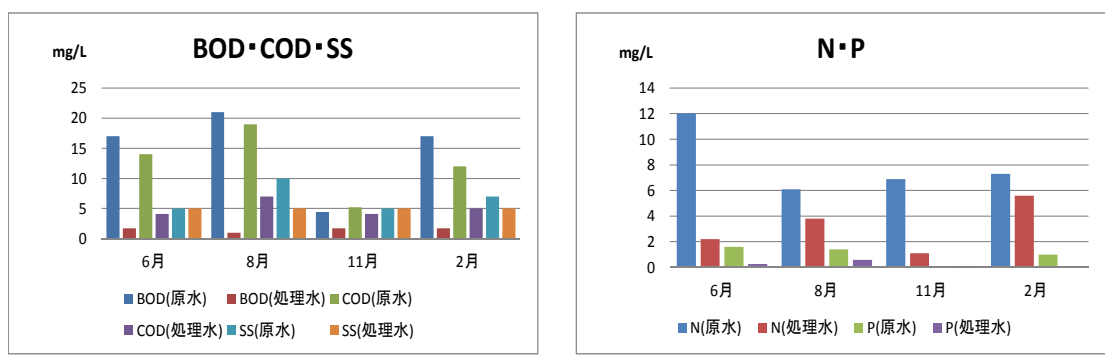
処理方法：電気化学的高速廃水処理方式と土壌浄化方式を併用

竣工：平成 13 年 3 月



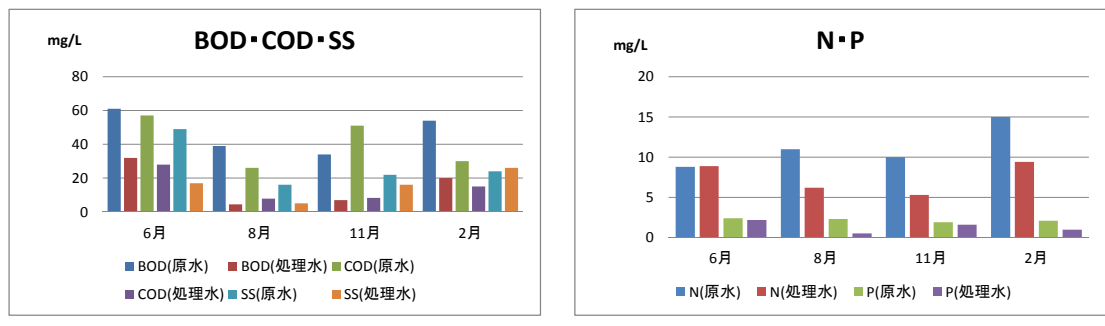
図表 2-1-9 上菅間地区生活排水路浄化施設水質調査結果

Ⅱ 名称：佐地区生活排水路浄化施設  
 設置場所：つくば市佐  
 計画流入水量：140m<sup>3</sup>／日  
 処理方法：嫌気好気循環式生物膜吸着脱リン法・生物浄化法を併用  
 竣工：平成11年7月



図表 2 - 1 - 10 佐地区生活排水路浄化施設水質調査結果

Ⅲ 名称：仕出地区生活排水路浄化施設  
 設置場所：つくば市上郷  
 計画流入水量：18m<sup>3</sup>／日  
 処理方法：蒸発散・浸透（花水路浄化システム）



図表 2 - 1 - 11 仕出地区生活排水路浄化施設水質調査結果

※BOD：生物化学的酸素要求量，COD：化学的酸素要求量，SS：浮遊物質，  
 N：窒素，P：リン

⑥工場・事業場における水質規制

平成19年4月の特例市移行及び「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により「水質汚濁防止法」,「湖沼水質保全特別措置法」,「茨城県生活環境の保全等に関する条例」,「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」これらの4種類の法令等に基づき,特定事業場からの届出受理,立入検査,指導等を行っています。平成25年度の事務処理件数は図表2-1-12~17のとおりです。

◇届出受理件数・立入検査件数・指導等件数

図表2-1-12 水質汚濁防止法に関する施設の届出等

件数	第5条				第6条			第7条	第10条		第11条
	第1項 設置届出	第2項 設置届出	第3項		第1項 使用届出	第2項 使用届出	第3項 使用届出	構造等 変更届出	氏名等 変更届	使用 廃止届	承継 届出
			有害物質使用 特定施設の届出	有害物質貯蔵 特定施設の届出							
	60	0	1	5	5	0	0	33	32	77	10

図表2-1-13 湖沼水質保全特別措置法に関する施設の届出

件数		水濁法 第5条 届出	水濁法 第6条 届出	水濁法 第7条 届出	水濁法 第10条		水濁法 第11条 届出
					氏名等変更	使用廃止届	
	湖沼特定施設	34	0	15	7	40	7
	みなし指定地域 特定施設	1	0	0	0	2	1
	準用指定施設	0	0	0	0	0	0
件数	指定施設	湖沼法 第15条 届出	湖沼法 第16条 届出	湖沼法 第17条 第1項 届出	湖沼法 第17条第2項		湖沼法 第18条 届出
					氏名等変更	使用廃止届	
		0	0	0	0	0	0

図表2-1-14 茨城県生活環境の保全等に関する条例に関する施設の届出

件数	第37条	第38条	第39条	第46条 第1項	第49条			第58条の 3第1項
	設置届	使用届	変更届	水質測定 報告書	氏名等変更	使用廃止届	承継届出	使用
	3	0	1	0	4	2	0	0

図表2-1-15 茨城県霞ヶ浦水質保全条例に関する施設の届出

件数	第12条	第13条	第14条	第17条		第18条
	設置届	使用届	変更届	氏名等変更	使用廃止届	承継届出
	2	0	1	2	1	0

図表 2 - 1 - 16 立入検査延べ事業者数

	立入検査実施件数		基準超過 事業所数	水質改善指示等実施件数		
		うち水質検査実施		改善指示	改善勧告	改善命令
法令	24	16	4	4	0	0
条例	3	2	0	0	0	0
合計		27	4	4	0	0

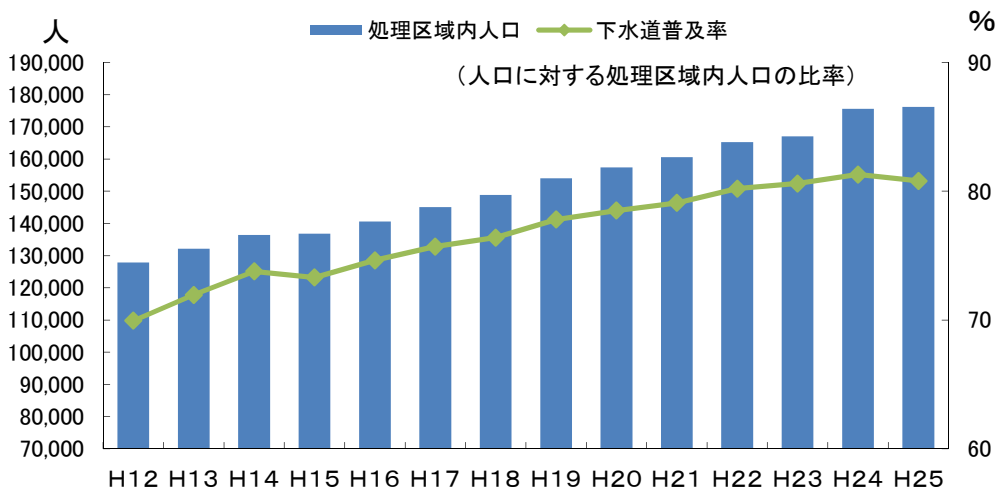
図表 2 - 1 - 17 指導等件数

	指導件数			指導内容			
	文書	口頭	合計	処理施設の 設置・改善	排水の 一時停止	その他	合計
法令	5	11	16	8	0	8	16
条例	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	11	16	8	0	8	16

⑦公共下水道の普及状況

霞ヶ浦常南・小貝川東部流域下水道関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道による公共下水道の整備を実施しています。

下水道普及率は、平成25年度には80.8%になりました。しかし、下水道が整備されている地域においても、接続がされない場合があります。汚濁の高い排水により水質の悪化を引き起こしてしまうため、下水道普及率の向上に努めています。



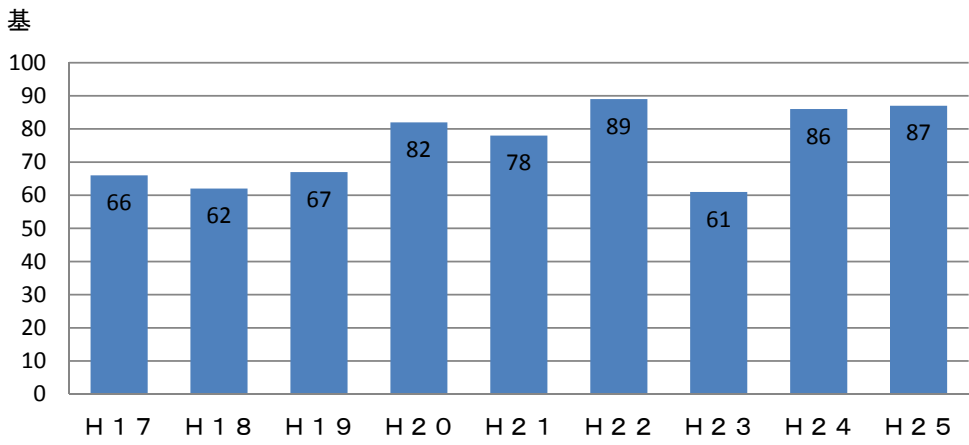
図表 2 - 1 - 18 下水道普及率の推移

⑧高度処理型合併処理浄化槽事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び良好な生活環境の保全を図るため、既設浄化槽の適正な維持管理に向けた各種啓発事業を実施しています。

また、下水道認可区域外の下水道未整備地区内における高度処理型合併処理浄化槽の普及促進のために専用住宅に当該浄化槽を設置する者に対して、設置費用の一部補助を実施しています。なお、既存単独浄化槽については、法令上では継続使用が認められていますが、生活排水については未処理放流であることから、平成18年度より撤去費用の一部補助を実施し、高度処理型合併処理浄化槽への早期転換を推進しています。

※高度処理型合併処理浄化槽  
 窒素除去型－性能が、放流水濃度BOD20mg/L以下、総窒素濃度 20mg/ L以下になるもの。  
 窒素・リン除去型－性能が、放流水濃度BOD10mg/L以下、総窒素濃度 10mg/ L以下、総リン濃度 1mg/ L 以下になるもの。



図表 2 - 1 - 19 合併処理浄化槽補助件数

## 2 環境項目【大気】

### 項目全体の方向性



澄みきった大気環境の中で誰もが安心して健康に暮らしていけるようにします

#### (1) 概況

茨城県では、本市の大気汚染の状況を把握するため、二酸化窒素や浮遊粒子状物質など複数の項目について調査を実施しています。また、本市の廃棄物焼却施設である「クリーンセンター」においては「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、排ガス焼却灰等のモニタリング調査を行っています。

大気環境を悪化させる要因としては、工場・事業場から排出されるばい煙や粉じん、自動車の排出ガスなどが挙げられます。

このため、本市は茨城県と共に法令に基づく事業場への立入調査や指導、市内立地企業と締結している公害防止協定に基づく使用燃料の制限などを行うと共に、低公害公用車への切替えや公共交通機関の利便性を良くするため、交通体系の検討を行い、公共交通機関を整備しています。

なお、4月から10月までの期間は、「茨城県光化学スモッグ対策要綱」に基づき、光化学スモッグ緊急連絡体制を敷き、光化学スモッグによる健康被害の防止に努めています。また、微粒子状物質（PM2.5）についても、健康影響への懸念から平成24年度に注意喚起のための暫定的な指針が設定されており、光化学スモッグと同じく緊急時の連絡体制を敷いています。

※ダイオキシン類測定は、土壌や排水関係も行っていますが、大気に関するものが多いためこの節に掲載しています。

#### (2) 環境基本計画各施策の取組

第2次環境基本計画 関連施策名	各課事業名・事業概要	平成 25 年度の活動実績及び事業効果
<p>【クリーンセンターから排出されるダイオキシン類濃度の測定】</p> <p>【クリーンセンターの運営】</p> <p>【クリーンセンターの排水・排ガスの監視】</p> <p>【クリーンセンターから排出されるダイオキシン類濃度の測定及び公表】</p>	<p>【クリーンセンター運営及び排水排ガス等の監視】</p> <p>家庭及び事業所から排出される一般廃棄物を、クリーンセンターで適正に処理します。</p>	<div data-bbox="1082 1570 1385 1765" data-label="Image"> </div> <p>施設の安定的な運営を実施することにより、クリーンセンターより排出される排ガス・排水中のダイオキシン類等については、排出基準値を下まわっています。</p>



第2次環境基本計画 関連施策名	各課事業名・事業概要	平成25年度の活動実績及び事業効果
【公用車への低公害車等の導入】	<b>【車両管理事業】</b> 各部署の事務・事業に支障がないよう、安全で効率的な運用管理に努め、かつ、老朽化した公用車を削減し、経費の削減を図ります。 管理台数：304台（水道会計及び消防本部所有を除く） 平成12年基準排出ガスを達成していない車両：59台 （水道会計・下水道特別会計・消防本部等・特殊車両を除く）	老朽化車両を廃車し、低公害車を導入しました。 ・廃車台数：25台 ・購入台数：0台 ・リース台数：22台（新規）、51台（再リース）

### (3) 規制の概要

茨城県では、ばい煙（ばいじん、硫黄酸化物、カドミウム、窒素酸化物等）、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、VOC（揮発性有機化合物）を排出する工場・事業所に対し「大気汚染防止法」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」で規制・指導を行っています。ただし、「大気汚染防止法」に基づく一般粉じんについては市が規制・指導を行っています。「大気汚染防止法」では、32種類のばい煙発生施設、5種類の一般粉じん発生施設、9種類の特定粉じん発生施設、9種類のVOC排出施設を規制対象施設とし、これらを設置している者に対し、事前届出、規制基準の遵守及び自己監視を義務づけています。又、特定物質については事故時の措置を講ずるよう指導しています。

「茨城県生活環境の保全等に関する条例」では、「大気汚染防止法」で規制等が適用されない施設を対象として有害物質等の排出規制を行っています。

### (4) 工場等の立入調査状況

本市では、「大気汚染防止法」に係る法令に基づき、茨城県と共に、市内3事業所への立入調査を実施しました。

### (5) 光化学スモッグ・PM2.5注意喚起発令状況

茨城県南部地域での光化学スモッグ発令状況は図表2-2-1のとおりです。平成25年度中に市内において光化学スモッグによる健康被害は報告されていません。

PM2.5については、注意喚起の発令はありませんでした。

図表2-2-1 光化学スモッグ発令状況 (単位：日)

	南部地域（土浦地域）	
	注意報	警報
平成25年度	2	0

土浦地域：つくば市、土浦市、かすみがうら市、阿見町、美浦村

## (6) ダイオキシン類の測定

平成12年1月15日に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、クリーンセンターからの排ガス、周辺土壌、大気等を測定しています。その測定値は、図表2-2-2～7のとおり、全て環境基準を下回っています。

図表2-2-2 焼却炉煙突ダイオキシン類測定結果 (単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

測定対象	年月日	測定値
1号炉排ガス	平成21年5月11日	0.072
	平成22年1月25日	0.042
	平成24年3月7日	0.100
	平成25年1月22日	0.045
	平成25年10月15日	0.046
2号炉排ガス	平成21年5月11日	0.028
	平成22年11月25日	0.028
	平成23年10月27日	0.300
	平成24年10月16日	0.065
	平成25年5月21日	0.022
3号炉排ガス	平成21年11月26日	0.022
	平成22年5月20日	0.210
	平成23年5月19日	0.089
	平成24年5月16日	0.034
	平成26年1月28日	0.010

※大気排出基準：1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> [ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム]

図表2-2-3 排水処理設備ダイオキシン類測定結果 (単位：pg-TEQ/L)

測定対象	年月日	測定値
排水	平成24年11月5日	0.019
	平成25年10月22日	0.072

※水質排出基準：10pg-TEQ/L [pg (ピコグラム) = 1兆分の1グラム]

図表2-2-4 焼却炉集じん灰ダイオキシン類測定結果 (単位：ng-TEQ/g)

測定対象	年月日	測定値
1号炉	平成25年10月15日	0.31
2号炉	平成25年5月21日	0.27
3号炉	平成26年1月28日	0.32

※処理基準：3ng-TEQ/g [ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム]

図表 2 - 2 - 5 焼却炉焼却灰ダイオキシン類測定結果

(単位：ng-TEQ/g)

測定対象	年月日	測定値
1号炉	平成25年10月15日	0.039
2号炉	平成25年5月21日	0.026
3号炉	平成26年1月28日	0.046

※処理基準：3ng-TEQ/g [ng (ナノグラム) = 10億分の1グラム]

図表 2 - 2 - 6 周辺土壌ダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/g)

測定対象	年月日	測定値
山木地区 (研修センター敷地内)	平成21年11月26日	14.0
	平成22年11月4日	4.8
	平成23年11月7日	4.8
	平成24年11月5日	6.9
	平成25年10月22日	3.4
水守地区 (研修センター敷地内)	平成21年11月26日	3.4
	平成22年11月4日	2.4
	平成23年11月7日	3.0
	平成24年11月5日	6.1
	平成25年10月22日	6.1
上内地区 (民家宅地内)	平成21年11月26日	8.1
	平成22年11月4日	7.5
	平成23年11月7日	20.0
	平成24年11月5日	18.0
	平成25年10月22日	20.0

※環境基準：1,000pg-TEQ/g [pg (ピコグラム) = 1兆分の1グラム]

図表 2 - 2 - 7 周辺大気ダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定対象	年月日	測定値
水守地区 (研修センター敷地内)	平成24年11月6日から 平成24年11月13日まで	0.044
	平成25年10月23日から 平成25年10月30日まで	0.036

※環境基準：0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> [pg (ピコグラム) = 1兆分の1グラム]

### 3 環境項目【土】

#### 項目全体の方向性



有害物質による土壌汚染を防止し，豊かな生態系を育む土壌を保全します

#### (1) 概況

土壌は，大気や水とともに環境を構成する基本的要素であり，野生生物の生育・生息，生態系の保全，水の循環，地下水の涵養等において重要な役割を担っています。

一方，土壌汚染は，そのほとんどが事業活動に伴って排出される重金属類や化学物質等の有害物質を含んだ排水，ばい煙，廃棄物等を介してもたらされています。

本市では，土壌汚染を未然に防止するため「水質汚濁防止法」，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づく規制・指導を行うとともに，「土壌汚染対策法」に基づく調査及び事業所等が自主的に実施した調査の報告により，土壌汚染の状況を把握し，基準を超える汚染が確認された土地については，浄化対策を指導するなど，汚染の拡散防止を図っています。

環境基本計画の施策には，「畑地の土ぼこり対策」があり，霞ヶ浦等の湖沼への負荷軽減のため，表土流出を防止するカバークロープの導入促進事業を行っています。

#### (2) 環境基本計画各施策の取組

第2次環境基本計画 関連施策名	各課事業名・事業概要	平成25年度の活動実績及び事業効果
【霞ヶ浦にやさしい農業の推進】 【環境にやさしい農業の推進】 【畑地の土ぼこり対策（被履植物の種子配布）】 【施肥田植機の導入補助】 【休耕田・畑の有効活用】	【霞ヶ浦等湖沼にやさしい農業対策事業】 霞ヶ浦等の湖沼への負荷軽減のため，表土流出を防止するカバークロープの導入を促進します。また，特別栽培生産者に対しても有機肥料等の助成措置を行い，水田と畑地の両方から環境保全型農業の推進を図ります。	有機資材に対する補助は，19名の農家に対して補助を行いました。 カバークロープ事業は，配布農家数163戸，導入面積95.6haでした。

### (3) 土壤汚染対策法による区域指定状況

「土壤汚染対策法」に基づく調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合は、つくば市長が健康被害のおそれの有無に応じて「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」として指定し、公示しています。

#### ○要措置区域

汚染物質の人への摂取経路（地下水の飲用、土壤の直接摂取）があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

#### ○形質変更時要届出区域

土壤の汚染状況が指定基準を超過してはいるが、汚染物質の人への摂取経路がなく、健康被害を生じるおそれのない区域

図表 2-3-1 土壤汚染対策法における区域指定状況

	指定番号	指定年月日	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない特定有害物質
要措置区域	要-1	平成 24 年 1 月 12 日	つくば市花島新田 4 番 5 の 一部及び上萱丸 217 番の一部	494.5	ふっ素及びその化合物 1,1-ジクロロエチレン
		(一部解除) 平成 24 年 6 月 1 日	(一部解除後) つくば市花島新田 4 番 5 の一部	100.0	1,1-ジクロロエチレン
形質変更時 要届出区域	形-1	平成 24 年 1 月 12 日	つくば市並木一丁目 1 番の一部	111.12	砒素(ひそ)及びその 化合物
	形-3	平成 24 年 5 月 9 日	つくば市八幡台 1 番 1 の一部	100.0	鉛及びその化合物

図表 2-3-2 指定を解除した要措置区域

指定番号	指定年月日	解除年月日	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
要-2	平成 25 年 7 月 5 日	平成 25 年 10 月 1 日	つくば市東光台五丁目 13 番 11 の一部	200.0

図表 2-3-3 指定を解除した形質変更時要届出区域

指定番号	指定年月日	解除年月日	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
形-2	平成 24 年 1 月 12 日	平成 24 年 6 月 11 日	つくば市花島新田 4 番 5 の 一部及び上萱丸 217 番の一部	142.5

平成 26 年 3 月 31 日時点

### (4) 土壤汚染調査報告

「水質汚濁防止法」第 2 条第 2 項に規定する特定施設は、「土壤汚染対策法」第 3 条第 1 項に基づき、特定有害物質を使用していた施設の使用を廃止した時点において、土地の所有者等に対して土壤汚染調査を実施する義務が課せられます。ただし、当該土地が引き続き工場または事業場の敷地として利用されるなどの一定要件に該当する場合は、土壤汚染調査実施の猶予が認められます。

図表 2-3-4 土壤汚染対策法における報告等件数

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
第 3 条第 1 項の調査結果報告	1	1	1
第 3 条第 1 項ただし書(調査実施の猶予)の申請	16	42	43

## (5) 地盤沈下対策の概要

地盤沈下は、地下水の過剰な採取によってその水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じます。

茨城県では、地盤沈下の防止や地下水保全の観点から、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」及び「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき、一定規模以上の揚水機を設置する場合は、届出や許可の取得を義務づけるなど、規制を行い地盤沈下防止を図っています。また、本市では、工業団地等に立地する工場や研究所と締結している公害防止協定において、地下水の揚水を原則禁止することにより、地盤沈下の防止に努めています。